

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

業者名	住所	備考
株式会社 ガイアート	東京都新宿区新小川町8-27	

2. 指名停止措置期間 令和元年9月3日 ~ 令和2年3月2日 (6箇月間)

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する建設工事等

4. 事実概要

(株)ガイアートは、他社と共同してアスファルト合材の販売価格を引き上げるなど、当該資材の販売分野における競争を実質的に制限したことが、独占禁止法第3条に違反する行為であるとして、令和元年7月30日、公正取引委員会から公表された。

5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項及び別表第2第5号に該当する。

<笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第2>

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 前項に掲げる場合のほか、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	6箇月

問い合わせ先

笠間市役所総務部財政課契約検査室

笠間市中央3-2-1

電話 0296-77-1101(内線219, 220)